

小口資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係 TEL 40-2318 (直通)

藤岡市小口資金融資概要

1. 制度の目的

群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、市内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進するとともに、市内中小企業の振興を図ることを目的とする。

2. 融資の対象

- (1) 一般小口 藤岡市小口資金融資促進条例第5条第1項に定めるもので、1年以上継続して市内で特定事業を営んでいる中小企業者
- (2) 特別小口 同上

3. 融資の条件

融資限度額 一般小口、特別小口とも1,250万円以内
資金用途 運転資金、設備資金
融資期間 運転資金 6年以内、設備資金 8年以内 (据え置き6ヶ月以内)
返済方法 元金均等分割返済
融資利率 県で定める融資利率を限度に市で決定
保証人 一般小口 契約金融機関及び保証協会の定めるところによる。
特別小口 不要

担保 不要

必要書類 注 原本1部、写し(両面)2部、合計3部を提出するものとする。

(関係書類)

- 藤岡市小口資金融資申請書
- 金融機関意見書(任意様式)
- 暴力団排除に関する誓約書
- 審査方法確認書
- 信用保証依頼書(保証協会指定)
- 信用保証委託申込書(保証協会指定)
- 申込人(企業)概要(保証協会指定)
- 個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会指定)
- 個人情報の提供に関する同意書(連絡所扱い小口用)
- 借換要件確認票(借換申請時)
- 市税未納税額のないことの証明書(特別小口は納税証明書)
- 県税完納証明書
- 商業登記簿謄本(法人で新規申込時、登記事項に変更があった時)
- 住民票(個人で新規申込の場合)
- 印鑑証明書(新規申込で会社・保証人含む)
- 許可証・登録証(許可等を必要とする業種)
- 宣誓書(飲食を目的とする業種)
- 見積書・カタログ(設備資金の場合)
- 建築確認通知書(新築・増築、10㎡以上の場合)
- 決算書(明細書も含め2期分)
- 確定申告書(個人事業者2期分)
- 請負工事一覧表(建設業に含まれる業種)
- 試算表(決算から6ヶ月以上経過している場合)
- その他必要と認められ提出を求められたもの

申込方法 申込締切日までに、又は保証協会新規の場合は希望審査会日の10日前(土、日含めず)までに、申請書及び必要書類を商業観光課に提出

4. 融資審査会

毎月1回(20日前後)審査会を開催し、融資の適否及び信用状態を審査する。

藤岡市小口資金融資取扱手引き

1. 中小企業者の範囲

(1) 個人・会社

- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業については5,000万円、卸売業については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業については50人、サービス業、卸売業については100人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)に定める特定事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。以下「特定事業」という。)を行うもの(次号の別表で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)
- イ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに別表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに別表で定める数以下の会社及び個人であって、その別表で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会(以上、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲記)並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以上、商店街振興組合法第2条に掲記)であって特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

(3) 医業

医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの(前2号に掲げるものを除く。)

(4) 小規模企業者

- ア 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの
- イ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- ウ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数20人以下のもの
- エ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数20人以下のもの

※「常時使用する従業員」の中には、事業主と生計を一にしている三親等内の親族は含まれない。

※ 別表

| 業 種 | 資本金の額又は出資の総額 | 従業員数 |
|--|--------------|------|
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 3億円 | 900人 |
| ソフトウェア業 | 3億円 | 300人 |
| 情報処理サービス業 | 3億円 | 300人 |
| 旅館業 | 5,000万円 | 200人 |

2. 融資対象者

(1) 一般小口

中小企業信用保険法に規定する特定事業を営む中小企業者

(2) 特別小口

中小企業信用保険法に規定する特定事業を営む小規模企業者

3. 事業実績

(1) 一般小口

保証の委託の申込みの日以前「1年以上継続して市内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を営む」ことが必要である。また、事業実態を有し事業活動を行っていることも必要である。

(2) 特別小口

保証の委託の申込み日以前「1年以上継続して市内に事業所等を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営む」ことが必要である。また、事業実態を有し事業活動を行っていることも必要である。(居住要件)

※「保証の委託の申込みの日」とは、保証協会に提出する「信用保証委託契約書」の日付である。

※「同一の特定事業」とは、日本標準産業分類の小分類(3桁分類)に該当する業種を基準として判断する。

4. 納税要件

(1) 一般小口については、次の納税関係書類の提出を求める。

県サイド → 県税事務所長が発行する県税(県民税を除く。)の完納証明書

市サイド → 藤岡市長が発行する「未納税額のないことの証明書」

※ ただし、特別な理由がある場合(次に掲げるものを原因として市税の一部に未納があるもので、その納付について分納誓約書が提出され、かつ、履行されている場合)は、市に相談して下さい。

特別な理由がある場合の範囲

① 申請者が、その事業資産につき震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

② 申請者が、主要取引先の倒産により損害を受けた場合で、やむを得ない事情と認められるとき。

(2) 特別小口

特別小口においては、一般小口の納税証明関係書類の提出のほかに、その実施の前提となる特別小口保証(保険)の納税要件として次の要件を充足する必要がある。

県民税又は市町村民税の所得割(障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割)について、保証の委託の申込み日以前1年間において納期の到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納していること。

なお、ゼロ申告の場合には、特別小口を利用することができない。

このため、確認書類として、住民税(県民税と市町村民税)の納税証明書を添付する。ただし、証明される課税年度が申込みを行う時期により異なるため、申込年度の7月以降1月までの申込者については、前年度と当該年度の納税証明書の添付が必要である。

納税証明書への付記事項

① 添付された納税証明書について、住民税額に所得割額が発生していることを確認(課税額、年税額又は納付すべき税額が均等割額を超えていること)し、直近年

度（直前年度に所得割がない場合は、前年度）の課税額等について、納税証明書の余白に均等割額と所得割額を付記することとする。

付記例 「△年度分 均等割〇〇〇円 所得割×××円」

- ② また、住民税額が均等割額だけである場合には、これが障害者控除、老年者控除又は寡婦控除されたことによるものであるかどうかを税務担当者に確認し、その旨を納税証明書の余白に付記することとする。

付記例 「上記税額は、老年者控除額（障害者控除額、寡婦控除額）を控除されたことにより、所得割がなくなったものである。」

- ※ 住民税の納税証明書の課税年度が2年度にわたる場合には、どちらかの年度の所得割が発生していれば納付要件を充たす。
- ※ 所定の期限内に申告を行わず、特別小口資金を利用するために、期限後に申告、納税したものについては、納税要件を充足していても対象とならない。

◎ 特別小口保険制度の創設の経緯

物的担保及び保証人の提供が困難な小規模企業者が、金融機関から融資を得られるための政府施策としては、融資制度として取り上げることが難しいため、融資についての保証という形で保証制度に取り入れることとし、昭和40年度に創設された。そして、特別小口保険制度は健全な経営を行っている小規模企業者に対する無担保・無保証人制度であるとの立場から、当該小規模企業者が健全な経営を行っているかどうかの判断基準として居住要件や納税要件（いわゆる赤字経営ではないこと）が規定されている。

5. 信用保証

(1) 一般小口

信用保証協会の保証が必要である。

どの保証制度（保険制度）を活用するかは、保証協会が判断しており、一般的には無担保保証（無担保保険：保険てん補率80%）を活用し、既保証との関係から普通保証（普通保険：保険てん補率70%）を活用することもある。

(2) 特別小口

信用保証協会の保証が必要である。

適用する保証制度（保険制度）は、特別小口保証（特別小口保険：保険てん補率80%）である。

なお、この保証制度は、他の一切の保証制度と併用することはできないため、特別小口の利用者は保証残高がある限り、県・市町村制度融資をはじめ、信用保証を必要とする融資は利用することができないものである。

6. 融資限度額

一個人、一企業又は一団体1、250万円が限度であり、既に一般小口の融資残高（保証残高）がある場合には、この融資残高を控除した額が限度額である。1、250万円の範囲内で反復利用を認める。また、この1、250万円は設備資金、運転資金併せての限度額である。

7. 資金使途

(1) 一般小口

事業を行うために必要とする設備資金及び運転資金(高利債務の肩代わり資金を含む)である。

ア 設備資金

使用可能期間が1年以上であり、財務会計処理上、資産として計上するもののうち、概ね次に掲げる施設・設備に要する資金。

- (ア) 建物及びその附属設備
- (イ) 構築物
- (ウ) 機械及び設備
- (エ) 船舶及び航空機
- (オ) 車両及び運搬具 *車両については、別紙「車両の取扱基準」参照。
- (カ) 工具、器具及び備品

※ 土地の取得は対象としない。

※ 事前設備は対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、着工(取得)後概ね1ヶ月以内に申請されるものであれば対象とする。

イ 運転資金

ウ 高利債務の肩代わり資金

高利債務とは、日本政策金融公庫等の政府系金融機関や銀行、信用金庫、信用組合及び農協等の民間金融機関以外のいわゆる庶民金融、町金融、サラリーマン金融又はノンバンク等からの高利の借入金をいい、高利債務の返済により、資金繰りの改善等安定した経営を確保することができる場合には、この返済資金を融資の対象とするものである。したがって、高利債務の利息負担を軽減することができたとしても、経営改善、安定の見込みがない場合には、対象とすることは困難である。

(2) 特別小口

一般小口に準じて扱う。ただし、車両については、いわゆる3、5、7の白ナンバーの自動車は協議の有無に係わらず対象としない。

8. 融資利率

一般小口、特別小口とも融資利率は同じであり、県が定める融資利率を限度に市で設定する。

9. 融資期間

運転資金6年、設備資金8年が限度である。ただし、設備資金、運転資金併用の場合は6年が限度である。(内据置6ヶ月以内は認めるものとする。)

10. 返済方法

原則として元金均等分割返済とする。ただし、工事請負等が請負契約済で、1年以内に請負代金により弁済が確実なもの並びに季節的要因により資金需要が発生する事業であり、その売上代金により弁済が確実なものについては、その内容により1年以内での一括返済は認める。

11. 保証人

(1) 一般小口

契約金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(2) 特別小口

保証人は徴求を不要とする。

12. 担 保

一般小口、特別小口とも担保は徴求しない。

13. 取扱金融機関

一般小口、特別小口とも保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関で、市内に本支店を有する金融機関、または藤岡市近隣の金融機関とする。

14. 保証料補助

本人負担を除く残りを県と市が2分の1ずつ補助する。

車 両 の 取 扱 基 準

1 車両の定義

この基準で車両とは、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）の規定に基づく車両で、次のものとする。

- ① 普通自動車（排気量2,000ccを超える）
- ② 小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）（排気量660ccを超えて2,000cc以下）
- ③ 軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）（排気量660cc以下）
- ④ 大型特殊自動車
- ⑤ 小型特殊自動車（排気量1,500cc以下）

注 車両の種類は、大きさ等によっても区分されており、上記の排気量による区分は一つの目安である。

2 対象とする車両

1の①から⑤に掲げる自動車のうち、次の車両とする。

- (1) 貨物運送、旅客運送など運送業（許認可等の対象業種）を行う事業者であって、自動車運送事業の用に供する自動車又は事業用自動車で、自動車登録番号標または車両番号標（いわゆるナンバープレート）の表示等が次のもの
ア 緑地に白文字のもので平仮名が「あ、い、う、え、か、き、く、け、こ、を」のもの（青ナンバーのもの）
イ 黒地に黄文字のもので平仮名が「り、れ」のもの（黒ナンバーのもの）
ウ 緑地に白文字、白枠のもので平仮名が「ゆ、り、れ」のもの（青ナンバーのもの）
- (2) レンタカー、建設機械の賃貸など自家用自動車の貸渡しを業とする事業者であって、自動車登録番号標又は車両番号標（いわゆるナンバープレート）の表示等が次のもの
ア 白地に緑文字のもので平仮名が「れ、わ」のもの
イ 黄地に黒文字のもので平仮名が「わ」のもの
ウ 白地に緑文字、緑枠のもので平仮名が「ろ、わ」のもの
- (3) 自動車登録番号標又は車両番号標（いわゆるナンバープレート）の表示のうち、用途による分類番号が3ナンバー、5ナンバー又は7ナンバーに属するもの以外の自動車（（1）及び（2）を除く。）
ただし、3ナンバー、5ナンバー又は7ナンバーに属するものであっても、自動車の形状、用途等特別の事由があるものについては、県と協議し、対象とすることができる。
- (4) 小型特殊自動車

注 対象としないもの

二輪の自動車（自動二輪のオートバイなど）、原動機付自転車（原付バイクなど）、軽車両（馬車、荷車など）

3 留意事項

- (1) 使用者と所有者が一致すること
- (2) 許可証等を受けるべき事業については、許可証等を受けていること

対 象 車 両 一 覧

| 区 分 | | 融資対象の可否 |
|---------------------------------|--|-------------------------|
| 自 動 車 | 1 ナンバーのもの（貨物の運送の用に供する） トラック、ダンプトラックなど | ○ |
| | 2 ナンバーのもの（11人以上の人の運送の用に供する） バス、マイクロバスなど | ○ |
| | 3 ナンバーのもの（10人以下の人の運送の用に供する） 乗用車など（ただし、青ナンバー又はレンタカー用の ものに限る。） | 運送業・レジャー業に限り ○ その他 × |
| | 4 又は6 ナンバーのもの（貨物の運送の用に供する） 軽トラック、ライトバンなど | ○ |
| | 5 又は7 ナンバーのもの（人の運送の用に供する） 乗用車など（ただし、青ナンバー、黒ナンバー又は レンタカー用のものに限る。） | 運送業・レジャー業に限り ○ その他 × |
| | 8 ナンバー（特殊の用途） ミキサトラック、バラセメント車、コンクリートポン プ車、タンクローリ、灯油配送車、集じん車、バキュー ーム車、汚泥吸引車、バルク車、穴掘建柱車、冷凍車、 保冷車、霊柩車、散水車、広告宣伝車、教習車など | ○ |
| | 9 ナンバー（大型特殊自動車） ホークリフト、除雪車、農耕作業用自動車など | ○ |
| 小 型 特 殊 自 動 車 | 0 ナンバー（大型特殊自動車のうち建設機械） ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッ シャー、トラクター、ブルドーザー、トラクターショ ベル、タワークレーンなど | ○ |
| | ホークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、 農耕作業用自動車など | ○ |

※ ○のものでも、過剰仕様のものについては対象としない。

※ ×のものでも、個別協議により対応可能である。

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

申請者 住 所
名 称
氏 名
電話番号

印

藤岡市小口資金融資申請書

下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|--------|----------------------------------|-------|----|
| 取扱金融機関 | | | |
| 借入期間 | 年 月 日から | 年 月 日 | |
| 借入申請額 | 円 | | |
| 資金使途 | 設備資金 運転資金 運設併用 | | |
| 返済計画 | 借入期間 年 カ月 一括・月賦 (回払い) 円 期日 円 | | |
| 連帯保証人 | 住所 | | 氏名 |
| | 住所 | | 氏名 |
| | 住所 | | 氏名 |

| | | |
|-------|------------|---------|
| 保証番号 | | |
| 審査会事項 | 審査会日 年 月 日 | 融資決定額 円 |
| | 追加条件・その他 | |

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

住所

(法人その他の団体にあつては所在地)

氏名

Ⓜ

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県藤岡警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を藤岡市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己または自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

藤岡市小口資金借換事務取扱手引き

(目的)

厳しい経済情勢の影響による売上の減少などにより、中小企業者にとって既存債務の返済負担が重くなっている現状を考慮し、借換制度を創設することにより返済負担を軽減し、資金繰りを支援する。

(実施期間)

平成15年4月から令和7年3月まで

(融資対象者)

次のすべての要件に該当する者

- ア 経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者
- イ 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者

(資金使途)

既往債務の借換のための運転資金

(融資期間)

6年以内（内据置期間6か月以内。ただし、融資実行日から起算して6か月後の応当日までに1回目の償還日が到来することを要す。）

(担保・保証人)

原則として既往債務の融資条件に比べて中小企業者に不利にならない条件とする。

(融資限度額)

既往債務残高の範囲内（元金償還に要する額に限る。）

(その他の融資条件)

その他の融資条件については、条例の規定による。

別表

- 1 最近6か月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること
 - 2 最近3か月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること
 - 3 最近6か月の粗利益（売上総利益で、純売上高から売上製品製造原価又は仕入れ原価等を除いた額をいう。）が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること
 - 4 最近3か月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること
 - 5 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号又は第6号に該当する旨の認定を受け、同法第12条に定める経営安定関連保証を利用できる者
-

借換要件確認票

(小口)

| | | | | | |
|----------|----|--|------|-----|--------|
| 利用者(企業)名 | | | | | |
| 住所(所在地) | | | | | |
| 代表者氏名 | | | 電話番号 | | |
| 事業概要 | 業種 | | 年商 | 百万円 | 従業員数 人 |

※ 1又は2のいずれか該当する番号に○を付すこと。

1 売上・粗利益要件

売上・粗利益対比表

(単位:千円)

| 前年・2年前・3年前 ※いずれかに○ | | | | 当年 | | | |
|--------------------|------|----|-----|----|------|----|-----|
| 年月 | 売上金額 | 売上 | 粗利益 | 年月 | 売上金額 | 売上 | 粗利益 |
| 年月 | | | | 年月 | | | |
| 月 | | | | 月 | | | |
| 月 | | | | 月 | | | |
| 月 | | | | 月 | | | |
| 月 | | | | 月 | | | |
| 月 | | | | 月 | | | |
| 合計 | A | ア | A-ア | 合計 | B | イ | B-イ |

☆売上減少割合 $(1 - (B) / (A)) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

☆粗利益減少割合 $(1 - (B-イ) / (A-ア)) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

2 経営安定関連保証(セーフティネット保証)要件

※ (1)又は(2)のいずれか該当する番号に○を付すこと。

- (1) 5号要件 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(業種指定)に該当する旨認定を受け、経営安定関連保証を利用できる者である。
- (2) 6号要件 中小企業信用保険法第2条第5項第6号(破綻金融機関等との金融取引)に該当する旨認定を受け、経営安定関連保証を利用できる者である。

上記内容について確認しました。

年 月 日

金融機関名

代表者名

(担当者名

印

)

審査方法確認書

金融機関名(支店名): _____ 担当者: _____

No.1. 今回の借入は次のうち、どれに該当しますか(□にチェックをしてください。)

新規借入(当該借入申請時点において藤岡市小口資金を利用していない場合)

- 例 {
- ・過去に小口融資を利用していない。
 - ・小口融資を利用したことがあるが、当該借入申請時点では利用していない。
 - ・市外に事業所があり当該市町村の小口融資を利用しているが、藤岡市の小

融資を利用していない。

⇒ 審査会の審査となります。金融機関の出席が必要となります。

追加借入(当該借入申請時点において、既に小口資金を利用している場合)

→ No.2へ進んでください。

借換

→ No.3へ進んでください。

2本の借入を1本にする借換(増額借換含む)

→ No.4へ進んでください。

No.2. 該当する金額を記入してください。

| | | |
|--------------------|-----|---|
| ・既に借りている小口融資の当初借入額 | (A) | 円 |
| ・(A)の借入現残高 | (a) | 円 |
| ・(A) - (a) | (X) | 円 |
| ・今回の借入申請額 | (C) | 円 |

⇒ (C) ≤ (X) の場合は、事務局の審査となります。

⇒ (C) > (X) の場合は、審査会の審査となります。

場合により金融機関の出席が必要となる場合があります。

No.3. 該当する金額を記入してください。

| | | |
|--------------------|-----|---|
| ・既に借りている小口融資の当初借入額 | (A) | 円 |
| ・(A)の借入現残高 | (a) | 円 |
| ・今回の借換申請額 | (C) | 円 |

⇒ (C) ≤ (A) の場合は、事務局の審査となります。

⇒ (C) > (A) の場合は、審査会の審査となります。

場合により金融機関の出席が必要となる場合があります。

※期間延長3年のうえ返済月賦軽減を行っている場合

⇒ 審査会の審査となります。金融機関の出席が必要となります。(増額不可)

No.4. 該当する金額を記入してください。

| | | |
|--------------------------|-----|---|
| ・既に借りている2本のうち、直近借入の当初借入額 | (A) | 円 |
| ・(A)の借入現残高 | (a) | 円 |
| ・もう1本の借入現残高 | (b) | 円 |
| ・(A) + (b) | (Y) | 円 |
| ・今回の借換申請額 | (C) | 円 |

⇒ (C) ≤ (Y) の場合は、事務局の審査となります。

※ (C) = (a) + (b) の場合を含みます。

⇒ (C) > (Y) の場合は、審査会の審査となります。

場合により金融機関の出席が必要となる場合があります。

※期間延長3年のうえ返済月賦軽減を行っている場合

⇒ 審査会の審査となります。金融機関の出席が必要となります。(増額不可)